

令和8年7月16日宣告

令和6年（わ）第138、154号

主 文

被告人を懲役10年に処する。

未決勾留日数中200日をその刑に算入する。

理 由

（本件に至る経緯及び罪となるべき事実）

被告人は、令和6年2月に鹿児島市（住所省略）学校法人a学園b認定こども園c幼稚園の保育士として勤務を開始し、同年4月から1～2歳児が入るよちよちルームのクラスの担任を務めた。被告人は、AやBを含む園児からなつかれず、職員との良好な関係を築けないことなどにストレスを募らせていた。被告人は、

第1 同年6月3日午前7時30分頃から同日午前7時55分頃までの間に、前記幼稚園内において、B（当時1歳）に対し、その鼻部を鈍体で打撃する暴行を加え、よって、同人に鼻部瘢痕の後遺障害を伴う加療約7日間を要する鼻部打撲傷及び鼻部挫創の傷害を負わせた

第2 同月7日午前10時55分頃、前記幼稚園玄関において、A（当時2歳）に対し、殺意をもって、手に持ったカッターナイフの刃先をAの右頸部に力を込めて刺して食い込ませ、カッターナイフを一気に手前に引いて引き抜く態様で、Aの右頸部を切ったが、同人に加療約1か月間を要する右頸部切創の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったものである。

（判示第2の事実認定の補足説明）

1 争点

判示第2の事実について、弁護人は、被告人はAの右肩付近をカッターナイフで傷つけようとしたが、手の震えによりカッターナイフの刃先が首に刺さってしまい、周囲を気にして左後方を振り返ったはずみでAの首を切ってしまったこと

から、殺意がなかったと主張している。そこで、本件判示第2の事実における争点は、①被告人が判示の態様の行為を行ったか、②被告人が、自らの行為がAを死亡させる危険性の高い行為であると分かって行ったかである。

2 前提事実

(1) 本件の凶器であるカッターナイフ（以下「本件カッターナイフ」という。）は柄の長さが約6センチメートルであり、本件当時の刃体の長さは約2センチメートルほどであった。柄の部分に刃体を設置した場合に、スライダー部が止まる位置まで刃体を出すと、柄の部分から出る刃体の長さは約5ミリメートルで、スライダー部をめいっぱい押し出したときの刃体の長さは約6ミリメートルであった。

(2) Aの右頸部には少なくとも長さ6センチメートル以上の切創が認められる。Aの傷の位置には、表皮から約5.8ミリメートルの深さに右胸鎖乳突筋があり、そのすぐ横には表皮から約6.5ミリメートルの深さに総頸動脈があった。総頸動脈は、Aの喉仏付近では、浅いところで表皮から約3.2ミリメートルの深さに位置していた。傷がもう少し深かったり、横にずれていたりするなどして総頸動脈を損傷していれば、Aは数分以内で死亡する危険が高かった。

3 被告人の行為態様について

(1) 被告人の行為態様を認定するに当たり、創傷の機序等について、甲医師、乙医師2名の法医が供述した。いずれの医師も法医学に関し豊富な知識、経験を有しその供述は基本的に信用できる。

ア 甲医師は概ね以下のような供述をしている。

Aの傷がある右頸部には外側から表皮、皮下脂肪、広頸筋、胸鎖乳突筋が位置しており、広頸筋は切れているものの、その内側にある筋膜や胸鎖乳突筋は切れていない。Aの傷口は、細長くて直線状で、でこぼこはしていない。傷の内部をみれば、両端から一気に皮下脂肪の奥にある薄い膜の層に達し、皮下脂肪が盛りだしていることから、傷の深さは創端に至るまでほぼ一定であるとい

える。そのため、態様としては、まず刃を皮膚に押し込んで、刃を押し込んだまま刃を動かして、その後、刃を引き抜いてできたと考えられる。子供の皮膚は大人よりも弾力があって柔らかく、本件カッターナイフの刃が首に刺さっていることから、相応の力が作用したと考えられる。カッターナイフの刃の長さが5ミリだったとしても、皮膚に強く押し付ければ皮膚はへこみ、傷は更に深くなるので、今回総頸動脈が切れなかったのはぎりぎりセーフであった。刺激が生じてから逃避反射が起こるまでは0.25秒と言われており、この間にできた傷といえる。

イ 乙医師は、概ね、①手術中のAの傷口や傷の内部の写真のみを見て傷の深さ等を説明することはできない、②Aの傷の前側の創端が若干下を向いていることから、この部分の傷は若干浅いが、それ以降の深さは一定であるなどを指摘する。

ウ 両医師の供述を詳しくみると、乙医師の①の指摘については、甲医師はAの傷口等の写真のみならず、手術を担当した医師のカルテや超音波検査の写真等をも踏まえて判断しているというのであるから、単に写真のみで供述しているとはいえない。乙医師の②の指摘も傷の入口部分のみ浅いというだけで、それ以降の傷口の深さは一定であるというのであるから、甲医師の供述と矛盾せず、むしろこれを強化するものである。その他の乙医師の供述も、微細な表現は甲医師と異なるところもあるが、概ね甲医師の供述と矛盾するものではない。

したがって、基本的には乙医師も甲医師の見解を否定するものではないといえる。

(2) 被告人の行為態様について

以上を踏まえて検討すると、子どもの皮膚は大人と比べて弾力があって柔らかく、刃が首の皮膚に刺さるには相応の力が必要であり、Aの傷は、傷の深さが首の傷の始めからすぐの部分で既に相応の深さに達しており、その後は傷の終わりまで深さが一定で、傷口もでこぼこしていないことを踏まえると、被告

人が、Aに対して、手に持った本件カッターナイフの刃先をAの首に力を込めて刺して食い込ませ、Aが逃避反射等で動く間もない程度の短時間で、一気に本件カッターナイフを引いて、引き抜いたと合理的に推認できる。

(3) 被告人の供述が信用できないこと

被告人は、前述のとおり、Aの肩から右の二の腕付近を狙ってAの後ろから手を伸ばしたところ、本件カッターナイフが首に当たってしまい、周りを気にして左後ろを振り返ったはずみで首が切れてしまったのであり、Aの首を狙っていたわけではない、Aが動いた可能性もある、と供述している。

しかし、Aの傷はAの首の上部にあるため、Aの肩口から二の腕付近を狙って首に刺さったにしては、体の部位の位置がずれすぎているし、その後のAの傷口が創端に至るまで深さがほぼ一定であり、創縁もでこぼこしていないことからすれば、被告人が後ろを振り返ったり、Aの動きによって切れたとは考え難い。

したがって、行為態様に関する被告人の供述は信用することができない。

(4) 以上によれば、被告人は、判示の態様の行為を行ったと認められる。

4 被告人が人が死ぬ危険性のある行為であると分かって行ったか

被告人は、Aに対して、手に持った本件カッターナイフの刃先をAの首に力を込めて刺して食い込ませ、本件カッターナイフを一気に手前に引いて引き抜く態様で、Aの首を切ったというものであり、Aの右頸部の筋肉や血管等の位置関係から、傷口がもう少し深かったり、横にずれていたりして、総頸動脈を損傷していれば、Aが数分のうちに死亡する危険が高かったのであるから、被告人の行為がAを死亡させる危険の高い行為であることが認められる。

そして、被告人が首にある筋肉や血管の具体的な種類や位置関係を知らなかったとしても、被告人自身も首を傷つけることは危険であると認識していたと供述していることから、被告人は自身の行為がAを死亡させる危険性が高い行為であると分かって行ったことが認められる。

これに対して、弁護人は①本件カッターナイフは刃体約5～6ミリメートルの超小型のもので、総頸動脈を損傷させるおそれがなく、現に総頸動脈を損傷していないこと、②被告人はAが痛い目にあえば言うことを聞いてくれるだろう、園で対応できる程度の傷であれば大丈夫だろうと思っていたこと、③犯行直後に圧迫止血や119番通報をしたことなどを理由に、被告人の行為がAを死亡させる危険性が高いと分かっていたとはいえず、殺意が認められないと主張する。

しかし、①については、本件カッターナイフは小型であるものの、刃物を押し当てることによって皮膚が沈み、結果的に刃の長さよりも下にある組織を損傷することは可能であり、本件カッターナイフでも傷のつき方次第では、カッターナイフよりも深い位置にある総頸動脈を損傷していたおそれは十分認められる。②についても、Aの首をカッターナイフで傷つける行為自体が危険であることは被告人も認識していたし、既にBに対する傷害でBが病院に行かざるを得なくなり、被告人自身もそれに対応していることから、園で対応できる程度の傷であれば大丈夫だろうと考えた上で、Aの首を本件カッターナイフで傷つける行為に及ぶのは不合理である。③についても、圧迫止血をしたり119番通報したりすることは、被告人に殺意があったとしても、自らの行為であることがばれないようにするためにとった自己保身的な行動であるとしても合理的に説明でき、これをもって殺意がなかったことを推認することはできない。弁護人の主張はいずれも認められない。

5 結論

よって、被告人は、Aに対して、手に持った本件カッターナイフの刃先をAの首に力を込めて刺して食い込ませ、本件カッターナイフを一気に手前に引いて引き抜く態様で、Aの首を切ったのであり、その際、Aが死亡する危険性が高い行為であると分かって行為に及んだと認められるのだから、殺意が認められる。

(量刑の理由)

本件は、保育士である被告人が、自身が担任を務めるクラスの2歳児であるAに

対して、殺意を持ってその右頸部を本件カッターナイフで切って、加療約1か月の右頸部切創の傷害を負わせ、1歳児のBに対して、その鼻根部を三段柵の縁にぶつけさせ、鼻部瘢痕の後遺障害を伴う加療約1週間の傷害を負わせた事案である。

まず、Aに対する殺人未遂について見ると、被告人は保育士という、責任をもって園児を守るべき立場にあったにもかかわらず、本件カッターナイフという刃物を用いて無抵抗のAの右頸部を損傷させたのであり、傷の位置や深さ次第ではAが死亡していた可能性も十分あったことも踏まえれば、極めて悪質な行為であるというほかない。Aが加療約1か月もの傷害を負っている以上、被害結果は重大であり、Aの保護者が被告人の厳罰を求めるのも当然である。被告人はストレス耐性に脆弱であり、1～2歳児のクラスの担任を任されたことにより、要領の悪さもあってか、仕事をうまくこなせず、職員や園児との関係もよくなかったことから、追い込まれていった経緯には同情できる面もある。しかし、園としては被告人をサポートする体制が一通り整っていたといえるし、なによりも、単に被告人になつかなかっただけで、何ら落ち度のないAに対して本件犯行に及んだ点は実に身勝手としか言いようがなく、酌むことはできない。

Bに対する傷害においても、保育士である被告人が無抵抗のBの鼻根部を三段柵の縁にぶつけさせており、悪質である。Bの傷は人目につきやすい目に近い鼻根部に存在し、加療約1週間であるとはいえ鼻部瘢痕の後遺障害も残るのであって、将来本件のことを知ったBの健全な成長に与える影響も懸念され、Bの被害結果も重大である。Bの保護者が被告人の厳罰を求めるのも当然である。本件に至る被告人の精神状況は前述のとおりであるが、やはり、単に被告人になつかなかっただけで何ら落ち度のないBに対して本件犯行に及ぶことは身勝手極まりない。被告人は本件犯行直前、男の声で「ぶつけてしまえ。」という声を聞き、それに従って本件犯行に及んだようだが、その現象は解離性障害による解離症状であり、被告人の幻聴は被告人自身の心情が投影されたものである上、被告人はその幻聴に逆らうこともできたにもかかわらず、そうせずに自分の判断でBに対して本件犯行に及んだのだか

ら、殊更有利な事情として位置づけることはできない。

したがって、被告人の犯情は悪い。これに加えて、被告人は本件について反省している旨を述べているが、園などに責任を転嫁するような発言も見受けられることから、真摯に反省しているとは言い難い。また、被告人の母が今後の被告人の監督を誓約しているものの、本件当時被告人が母に対して嘘をついて勤怠を隠していた経緯等を踏まえれば、その実効性には疑問が残る。被告人が各被害者に対して示談の申し入れをしているが、各保護者から拒否されている。そこで、同種事案の量刑傾向（単独犯、凶器あり、刃物類、処断罪と同一又は同種の罪の件数：1件、傷害の程度：1か月以内～1か月以内、被害者の落ち度なし、示談又は宥恕なし、前科なし、減軽事由なし）を踏まえても、本件は重い部類に位置づけられ、相当長期の実刑は避けられない。したがって、主文の刑を科するのが相当であると判断した。

（求刑 - 懲役12年、弁護人の科刑意見 - 付執行猶予）

令和8年7月17日

鹿児島地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 小 泉 満理子

裁判官 中 市 達 也

裁判官 木 村 駿 介